

# 通学路等に面したブロック塀などの 除去等に対する補助金をご活用ください

通学路等に面した危険なブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するために除去等に関して工事費の一部を補助します。

対象となるか現地等の確認が必要となりますので、**必ず事前相談**をお願いします。

## ■ 補助対象 通学路に面した高さ1.0m以上の危険なブロック塀等

通学路等に面して設置されている、高さ1.0m以上のブロック塀等（補強コンクリートブロック造や組積造の塀等）で、損傷、腐食その他の劣化が進み、倒壊により通行人などに危害を及ぼす恐れのあるもの。

## ■ 対象工事 除却及び除却後のフェンスや生垣等の設置工事

- ① 対象ブロック塀等の全部または一部を除却する工事
- ② 除却後、これに代わるフェンスや生垣等（「新たな塀等」）を設置する工事

## ■ 補助額 上限は10万円まで

・補助額の算出は以下のとおりです。

$$\text{補助対象経費} = (\text{除却対象経費} + \text{新たな塀等の新設対象経費})$$

※ 除却対象経費は、「実際の除却工事費」と「除去する長さに16,000円/mを乗じた額」の少ない額となります。

$$\text{補助額} = \text{補助対象経費} \div 2$$

※ 百円未満は切り捨て、限度額は10万円です。

## ■ 申込みの流れ 詳細はお問い合わせください

- ① 事前相談 ⇒ 現地調査 及び 通学路等かどうかの判定
- ② 申請書類の提出（申請書、位置図、図面、見積書等）
- ③ 交付決定 ⇒ 工事着手
- ④ 工事完了後、完了実績報告書類の提出（報告書、写真、領収書、契約書等）  
（必要により、現地確認をします）
- ⑤ 交付確定
- ⑥ 交付請求書の提出 ⇒ 補助金交付

### ■ 申請窓口・問合せ先 ■

飯田市役所 建設部 地域計画課 建築指導係  
TEL:0265-22-4511(内線3775、3776)  
FAX:0265-52-1133